

(案)

契 約 書

契約番号	
件名	
工事場所	
工期	
請負代金額	(うち消費税及び地方消費税の額) (税抜額)
支払場所	名古屋市役所
支払方法	口座振替又は持参人払式小切手
前払金	
部分払	
契約保証金	
特約条項	
<p>発注者と受注者は、上記契約を締結し、別紙名古屋市上下水道局工事請負契約約款を遵守して信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。</p> <p>この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>ただし、この契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発注者 名古屋市 代表者 名古屋市上下水道局長</p> <p>受注者</p>	

契約書（名古屋市上下水道局工事請負契約約款）に追加する項目

（設計図書の変更）

第 18 条の 2 受注者は、この契約の締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、設計図書を変更しこれを受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認めるときは、請負代金額を変更しなければならない。

名古屋市上下水道局工事請負契約約款特約条項

第1条 名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第32条に規定する請負代金及び第36条に規定する部分払について次のとおり特約する。

- (1) 各年度における出来高予定額及び発注者が支払う各年度の支払限度額（前払金及び中間前払金を含む）を別添「各年度における出来高予定額及び支払限度額」のとおり定める。ただし、発注者は必要があるときは、これを変更することができる。
- (2) 最終年度を除き各年度の出来高予定額が達成された場合は、必ず部分払を請求しなければならない。この場合、契約書に定める出来高率の適用を除外し、約款第36条中、前払金額には中間前払金額を含むものとする。

第2条 約款第34条に規定する前払金及び中間前払金の支払について、次のとおり特約する。

- (1) 各年度における前払金及び中間前払金の支払額は、前条で定める出来高予定額のそれぞれ10分の4及び10分の2以内の額で、合計額は出来高予定額の10分の6以内とする。ただし、いずれも10万円未満の端数金額は切り捨てる。
- (2) 初年度を除く年度における前払金の請求は、請求年度の4月1日以降にしなければならない。ただし、請求の前年度出来高予定額が前年度末現在において達成されていない場合は、当該出来高予定額が達成されるまで請求することはできない。

総合評価落札方式による契約に関する特約条項

(総合評価落札方式に係る技術提案等の履行の報告)

第1条 受注者は、この契約の入札時に行った技術提案等（名古屋市上下水道局総合評価落札方式自己評価型による入札実施要領第2第6号に規定する技術提案等（以下「技術提案等」という。）をいう。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

(技術提案等が不履行となった場合の違約金)

第2条 受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式により算出する。

違約金の額＝当初の請負代金額×（1－技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点）

3 前2項の規定による違約金の徴収は、損害賠償の請求を妨げない。